

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 10 日現在

機関番号：32717

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25870316

研究課題名(和文) 司法と福祉支援職の連携・ネットワークの諸要因に関する研究

研究課題名(英文) An Investigation of Networking: Legal and Social Welfare Collaboration

## 研究代表者

吉岡 すずか (YOSHIOKA, Suzuka)

桐蔭横浜大学・法務研究科・客員教授

研究者番号：60588789

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究計画「司法と福祉支援職の連携・ネットワークの諸要因に関する研究は、法律専門家と福祉・行政職をはじめとする支援職者らがその現場で「連携」をいかにして形成するのか、また、それが維持・再生産される条件がどういったものかについて明らかにすることを目指すものである。これらの目的につき、研究計画調査に記載したとおり、司法過疎地と都市部の対象地において「連携」関係の相互作用について聞き取り・同席観察調査を継続して実施した。その結果、「連携」の実践に関する諸類型、ネットワークの時間的変容、公式・非公式ネットワークの構造差異、人的依存の克服策について一定程度の整理を行うことができた。

研究成果の概要(英文)：This study aims to find out how legal and social welfare specialists collaborate and what is necessary to maintain a collaborative relationship. In addition, this research investigates the factors which influence the initiation, sustenance and reproduction of the collaborative environment. From such study purpose, the researcher conducted quite a number of interviews including observations of the interactions in both legally depopulated area and urban centers. After three years of research and study, patterns of collaborative interactions were established which allowed us to diagram the structure of how the network is initiated, nurtured, disappears, reappears, morphs and develops which should open the door to further research into classification in this field.

研究分野：基礎法学

キーワード：司法と福祉 ネットワーク 連携 法的支援

### 1. 研究開始当初の背景

わが国では、社会的弱者救済のためのセイフティーネットに司法による支援が組み込まれていないということが長年指摘されてきた。このことの背景について推測されるのは、一般的に弁護士への敷居が高いということ、そのため支援の現場においても弁護士との連携が期待されつつも契機が掴みにくいということ、反対にサービスを供給する側の弁護士からは、私業であるために採算性の低い事案について充分対応することが現実として難しいということである。

高齢者や障がい者など社会的弱者が抱える問題は、社会生活を送る上で生じる複合的要因が絡み合っており、異なる領域の専門家が協働して対処することで初めて実質的な解決に結びつくものであるが、顕在化したトラブルには法的解決を可能とする弁護士による専門的支援が不可欠である。しかし、何故に司法と福祉を架橋する困難が生じるのか、実態については殆ど明らかにはなっていない。

2006年から業務を開始している日本司法支援センター（以下、法テラス）は、総合法律支援の理念にもとづき、セイフティーネットの維持・強化のため地域における社会資源との連携を強化している。法テラスの常勤弁護士（以下、スタッフ弁護士）は、2006年に誕生した給与制の勤務弁護士制度であるが、地域内に存在するさまざまな福祉支援職をはじめ、相談・医療・行政機関との連携関係を積極的に構築し、事案の総合的解決を図る活動を展開しており、その取り組みは徐々に全国へと広がっていった。法テラスは、こういったスタッフ弁護士らの取り組みを積極的に評価し、組織的にも関係機関との連携の取り組みを推進していった。

ところで、これら関係機関との連携を構築する実践は、地域におけるネットワーキング活動と捉えることもでき、当該地域のリーガ

ルサービスの状況や固有の支援ネットワークの存在等に影響を受けるものと考えられる。例えば、司法過疎地である場合の連携の実践と都市部でのそれとは異なる部分があるのではないかと、またその担い手となる弁護士等の人的資本や個性によっても変わりうるものと推測される。これまでの支援ネットワーク研究において、構成員の交代により、一旦形成された「連携」関係やネットワーク構造が変容したり消滅することが明らかになっており、任期交替制であるスタッフ弁護士が連携体制の維持・継承につきいかに対応していくかという現実課題に対応するスキーム等の策定が迫られている。法テラスが組織的な連携体制を整備していくためにはさまざまな地域における実践の把握と解明が急務である。

### 2. 研究の目的

本研究計画「司法と福祉支援職の連携・ネットワークの諸要因に関する研究」は、支援の現場で、法律専門家と福祉・行政職をはじめとする支援職者らとの「連携」関係がいかにして形成されるのか、また、それが維持・再生産される条件がどういったものかについて、支援職間の相互作用や連携の促進・阻害に関わる諸要因を明らかにすることを目指すものである。研究代表者が数年前より実施してきた法テラスのスタッフ弁護士を中心とした「連携」に関する取り組みや地域の法的支援ネットワーク構造に関する研究を拡大するために計画されたものであり、支援ネットワークの時間的変容、公式・非公式ネットワークの構造差異、人的依存の克服策について整理することを目標としている。

### 3. 研究の方法

法律専門家と福祉行政職者をはじめ、地域に存在する法的・非法的相談機関や支援プログラムを訪問し、個別の聞き取りを重ね記述から説明を試みる手法を採用する。これまで

の研究で支援ネットワークの動的構造についての観察対象とし、既に関連する知見を得られたいくつかの対象地を中心として追跡的調査を定期的実施する。

具体的には、2006年の法テラス設立以降、連携に関して意欲的な取り組み各地の法テラス法律事務所におけるスタッフ弁護士がおこなってきた地域（新潟県佐渡市、岐阜県可児市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、高知県高知市、東京都新宿区等）である。いずれも、各地のスタッフ弁護士が任期満了により異動・交代しており、連携の体制継承がいかになされているか、人員交替による個別の連携の実践や形成されたネットワークの変容を把握するのに適している。また、地域ネットワーク活動を進め、任期交代制を取る都市型公設事務所の連携活動も観察対象とする。

#### 4. 研究成果

初年度である平成25年度は、研究計画書で予定していたとおり、対象地となる司法過疎地への訪問調査を集中的に、都市部でのヒアリングを経過観察的に随時実施した。司法サービス側は、スタッフ弁護士、法律事務所事務職員、ジュディケアの弁護士、弁護士会を対象とし、福祉行政サービス側は、地方自治体で相談業務に従事する職員、ケースワーカー、地域包括支援センター関係者、社会福祉士、保健師らから聞き取りを実施した。ヒアリングの内容は、各地でのネットワーク活動の実態を中心としつつ、法律専門家の関与によるネットワークの変化、その役割等、そして、ネットワーク構成員の人員交替によってどのような変化が生じた生じていないのか、「連携」・ネットワーク構造の変容について集中的に聞き取りを実施した。年度末にかけて、法テラスが組織的な取り組みとして強化しつつある「司法ソーシャルワーク」への検討課題につき論稿をまとめ発表した。

平成26年度は、研究計画書に記載のとおり、(1)前年度と同一調査地への追跡訪問調査の継続実施と、(2)海外の関連研究の文献調査を併行して実施した。(1)は、各地における前年度調査実施時以降の「連携」・ネットワークに関する状況の変化について聞き取り、可能な場面での同席観察を行った。また、新たな調査対象として、生活保護ケースワーカーとの連携に特化した取り組みを実施している法テラス福岡を訪問し、出張相談の枠組みから組織間の公式プログラム策定までに至った経緯等を集中的に観察、聞き取った。(2)については、特に、近年公表されたアメリカにおける司法福祉関連の研究、特にソーシャルワーカーと弁護士の協働に関する研究、海外の多職種間連携に関する調査研究に関する論稿を収集し、研究動向の概観を得るとともに、実務上の差異や課題についての整理を行った。

これらの結果につき、順次記述説明を行い、収集できた個別の「連携」の実践を整理するとともに、その中で人的資源への依存を克服しうる実践として注目に値する法テラス高知での取り組みを検討した論稿を公表した。

最終年度である平成27年度は、研究計画書に記載の通り、連携体制の継承についての状況を追跡するため補完調査を以下のように実施した。第1に、平成26年度までに継続してネットワークの時間的変容を観察している調査地を訪問し、法律専門家を含む福祉・行政支援職者への聞き取り、組織的連携スキームの実践場面における同席観察等を集中的に実施した。第2に、組織的連携の態様や事例収集のため、新たに3か所の法テラス地方事務所への訪問調査を実施し、各地域の状況把握を行うとともに連携促進・阻害要因の検討を試みた。また、医療保健福祉領域における地域連携事業やアウトリーチの実践につき、文献・資料収集を集中的に行い、地域生活支援に法的支援がいかにして組み

込まれるのか、法律専門家を加えた多職種連携のあり方について検討した。

平成 27 年度末にかけて、本研究全期間で実施した調査結果を精査し、「連携」・ネットワークの諸要因に関する知見を整理する報告書を作成し製本・印刷した。本研究全体を通じて、連携・ネットワークのパターンについての整理及び連携関係の構造について、支援ネットワークの時間的変容、公式・非公式ネットワークの構造差異、人的資源依存の克服策について一定程度整理することができた。これらの知見は、下記の通り、随時、学会発表等による公表、論文及び書籍にて公表されている。

#### 5. 主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

1. 吉岡すずか「連携構築の促進要因・阻害要因」(2016 年近刊, 濱野亮編『日弁連法務研究財団報告書』「法テラスのスタッフ弁護士による関係機関との連携及びこれらを活用した紛争の総合的解決と予防に関する検証調査」)
2. 吉岡すずか「法的支援ネットワークにおける人的依存の克服 - 法テラス高知とスタッフ弁護士の連携の実践から -」総合法律支援論叢第 5 号, 23-43 頁(2014 年 9 月公表)
3. 吉岡すずか「サービスの受け手のための「司法ソーシャルワーク」」月報司法書士 505 号, 15-20 頁(2014 年 3 月公表, )

〔学会発表〕(計 3 件)

1. 吉岡すずか「連携構築の促進要因・阻害要因」(2015 年 5 月, 日本法社会学会ミニシンポジウム“法テラスと地域連携ネットワーク”, 於: 首都大学東京)
2. 吉岡すずか「きくこと・みること・いること フィールドワークの方法と経験」(2014 年 5 月, 日本法社会学会ミニシンポジウム“法社会学における質的方法論”, 於: 大阪大学)

3. 吉岡すずか「ディスカッサント登壇」(2014 年 5 月, 日本法社会学会ミニシンポジウム“法専門職の統合問題: ポスト隣接の在り方”, 於: 大阪大学)

〔図書〕(計 1 件)

1. 吉岡すずか「法的支援におけるアウトリーチとは 法テラスの原発被害への実践から」(2015 年 3 月公表, 法政策研究会編『法政策学の試み 法政策研究第 16 集』29-49 頁, 信山社)

〔産業財産権〕  
出願状況(計 0 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

- (1) 研究代表者  
吉岡すずか (YOSHIOKA SUZUKA)  
桐蔭横浜大学・大学院法務研究科・客員教授  
研究者番号: 60588789

(2) 研究分担者  
なし

(3) 連携研究者  
なし